

<勤務条件>

募集職種	母子・父子自立支援員（フルタイム会計年度任用職員）
業務内容	母子・父子世帯及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び就職活動に関する支援業務
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
勤務時間	午前8時30分 から 午後17時15分 （休憩時間 正午 から 午後1時） ※ 業務において必要がある場合、時間外勤務が発生する場合があります。
勤務日数	週5日（月曜日から金曜日）勤務
勤務場所	小名浜地区保健福祉センター、内郷・好間・三和地区保健福祉センター（年度途中に勤務場所が平地区保健福祉センターへ変更になる可能性あり）
休日	週休日：土曜日及び日曜日 休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から31日、1月2日及び3日）
給与	月額 229,900円
手当等	条例等の定めるところにより、通勤手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇20日を付与します。 また、夏季休暇などの特別休暇があります。
社会保険	加入となります。 (健康保険及び厚生年金保険)
雇用保険	加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は毎月21日です。 (2) 地方公務員法の適用 服務にあたり、地方公務員法第30条から第38条の規定が適用されます。 (3) 懲戒処分 地方公務員法第29条の各号に該当する行為をした場合、懲戒処分として戒告、減給、停職または免職の処分を受けます。 (4) 任用後1月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。 (5) 任用期間の勤務実績に基づく能力の実証などにより、翌年度以降に再度の任用を行う場合があります。